令和2年度の税制改正大綱の概要

和泉会計事務所 税理士 和泉 真紀夫



Q.

昨年末に令和2年度の税制改正大綱が発表されましたが、具体的な改正について教えてください。



令和2年度の税制改正大綱が令和元年12月20日に閣議決定されました。個人所得課税、法人課税、消費課税について、主な改正点は以下の通りです。

1. 個人所得課稅

(1)NISA制度の見直し・延長

つみたてNISAが5年延長されます(2023年まで20年の積立期間を確保)。

一般NISAについては、二階建ての制度に見直した上で、 5年延長されます。これにより、一階で積立投資を行っている場合には、二階で別枠の非課税投資が可能となります。

ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了となります。

(2)未婚のひとり親に対する税制上の措置および 寡婦(夫)控除の見直し

従来、離婚や死別によるひとり親には「寡婦(夫)控除」の 適用がありましたが、婚姻していない(未婚の)ひとり親に は税制上の支援がなく、不公平との指摘がありました。これ を受け、今回の改正では、未婚のひとり親も寡婦(夫)控除の 対象となりました。

また、寡婦(夫)控除は、以下のとおり制度が見直されます。

- ・寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得500万円(年収678 万円))が設けられます。
- ・事実婚などで住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。
- ・子ありの寡夫の控除額が子ありの寡婦と同額になります (所得税:27万円⇒35万円、個人住民税:26万円⇒30万 円)。

※法形式については検討中

(3)国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

所得要件(38万円未満)が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く

30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととなりました。

※個人住民税についても同様

2. 法人課税

(1)5G導入促進税制

超高速·大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備およびローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除(15%)または特別償却(30%)ができる措置が創設されます。

(2)連結納税制度の見直し

連結納税制度について、企業グループ全体を1つの納税 単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を 納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとなり ます(グループ通算制度への移行)。

地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、 国税の見直しに併せて所要の措置を講ずることとなります。

(3)地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合が現行の3割から6割に引き上げられます。

3.消費課税

(1)消費税の申告期限の延長

法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人について、 消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

※令和2年度の税制改正大綱の詳細は、「財務省ホームページ(税制)」をご参照ください。